

【お客様へ】

## 個人番号・法人番号の提示のお願い

巣鴨信用金庫

### ・平成28年1月から、マイナンバー制度が開始します。

平成28年1月より社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）が開始します。

マイナンバー制度開始により、一人ひとりに異なる個人番号（12桁）が与えられ、社会保障・税・災害対策に活用されます。また、法人には法人番号（13桁）が与えられます。

### ・平成27年10月から、個人番号・法人番号が届きます。

個人番号は、平成27年10月以降、各市町村からお客様宛てに通知されます。

個人番号は、「通知カード」に記載されて届きます。個人番号は、税務関係の手続き等で必要となる大事なものです。

「通知カード」は、届きましたら、誤って捨てずに厳重に保管してください。

法人番号は、平成27年10月以降、国税庁長官から書面により通知されます。

### ・当金庫からのお願い

マイナンバー制度の開始にあたって、一定の取引等を行う場合は、税務上、金融機関等へ個人番号・法人番号の告知が必要になることがあります。

当金庫においても、お客様との取引にあたって、個人番号・法人番号をいただく場合がございます。

また、個人番号を提示していただく際には、本人確認書類（※）の提示などの手続きが必要となります。ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、個人番号は、法令で定められた手続き以外に利用することはありません。

（※）本人確認書類の例

① 個人番号カードをお持ちのお客様 ⇒ 個人番号カード

② 個人番号カードをお持ちでないお客様

⇒ 通知カード（又は個人番号が記載された住民票の写し）＋運転免許証等

＜お問合せ先＞

巣鴨信用金庫 お客様相談室

電話番号： 0120-45-0690 FAX番号： 03-3918-1159

メール： conpura@sugamo-sk.jp

・マイナンバー制度の詳細は、マイナンバー社会保障・税番号制度 - 内閣官房 或いは  
(<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>)  
内閣府「マイナンバーコールセンター」（0570-20-0178）にお問い合わせください。

・マイナンバー制度を悪用した詐欺行為にご注意ください！

不審な電話がありましたら、当金庫または警察にご連絡ください。